

## 1. 国内の指定微生物株保存機関から検疫有害菌を譲り受ける際には

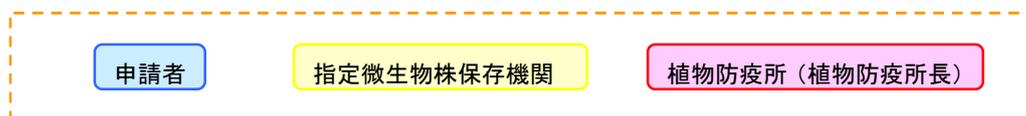
### 指定微生物株保存機関とは？

農林水産大臣の許可を受けて、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として検疫有害菌（植物に対して病原性を持つ微生物を指し、ウイルス、ウイロイド等を含む。）を保管及び管理している国内の微生物株保存機関（以下、「指定微生物株保存機関」という。）です。

検疫有害菌を譲渡できる指定微生物株保存機関一覧は、ホームページ上のⅡ試験研究のために輸入検疫有害菌を国内の指定微生物株保存機関から譲り受ける方へ 4(1)からご覧になれます。

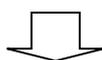
## 2. 検疫有害菌の譲受け許可手続

試験研究を目的に指定微生物株保存機関から検疫有害菌(植物に対して病原性を持つ微生物を指し、ウイルス、ウイロイド等を含む。)を譲り受ける場合の申請手続及びこれらの取扱いについての事務処理は次のとおりです。



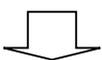
### 指定微生物株保存機関に希望する検疫有害菌の譲受け申込み

- 申請者は譲受けに先だって指定微生物株保存機関に希望する検疫有害菌の譲受け申込みをして下さい。



### 指定微生物株保存機関から許可指令番号等の通知

- 指定微生物株保存機関では、申込みがあった当該菌が分譲可能な検疫有害菌の場合は、当該菌の輸入許可指令番号及び菌株番号（原番号及び保存番号）を付記した上譲受け後の管理施設の所在地を担当する植物防疫(事務)所(支所・出張所を含む。以下「植物防疫所」という。)において必要な手続を行うよう申請者に通知します。

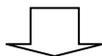


### 検疫有害菌譲受許可申請書の提出

- 輸入許可指令番号等の通知を受けた申請者は、「検疫有害菌譲受許可申請書」（以下「申請書」という。）1部を譲受け後の管理施設の所在地を担当する植物防疫所を經由して植物防疫所長宛てに提出してください。

注1：申請書の記載内容が不十分なものは受理されず返送される場合があります。

注2：植物防疫所が申請書を受理してから許可が下りるまで約1か月（実地調査が必要な場合は約40日）を要しますので、できるだけ早目に提出してください。



### 検疫有害菌譲受許可申請書の審査

- 申請書を受理した植物防疫所では、申請書の記載内容について審査し、必要に応じて試験を行う場所及び施設が当該菌の管理及び隔離するのに適切であるかどうかについて調査（実地調査）します。

注3：審査及び実地調査の結果、適切と認められず、検疫有害菌の譲受け許可が行われなかった場合は、その旨連絡します。



### 検疫有害菌譲受許可書の交付

- 審査の結果、適切と認められた場合は、植物防疫所長は「検疫有害菌譲受許可書」（以下「許可書」という。）を交付します。

注4：許可書には当該菌の譲受けに必要な条件である当該菌の移動期限、管理方法と場所、管理責任者、当該菌と試験器具類の消毒方法、利用期間等について具体的な条件が付されています。これらの条件に違反した場合には許可の取消し又は譲り受けた当該菌の廃棄、その他必要な措置を執ることになりますので、許可条件は必ず守ってください。

注5：許可書の条件をやむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ植物防疫所長の許可を得ることが必要です。この場合、「許可書（一部変更）」が交付されます。なお、検疫有害菌の産地、菌名及び数量の変更は認められません。

## 3. 検疫有害菌の譲受け後の管理手続

植物防疫所長による許可を得た後の手続きは次のとおりです。

### 指定微生物株保存機関に許可書（写）の提示

- 申請者は、植物防疫所長により交付された許可書（写）を指定微生物株保存機関に提示します。



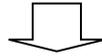
### 検疫有害菌の送付

- 指定微生物株保存機関は、許可された検疫有害菌を申請者に送付します。
- また、指定微生物株保存機関は、分譲した旨を「検疫有害菌譲渡報告書」により、植物防疫所長宛てに報告します。



### 譲受検疫有害菌到着報告書の提出

- 譲り受けた当該菌が管理施設に到着したときは、「譲受検疫有害菌到着報告書」1部を直ちに管理施設の所在地を担当する植物防疫所長宛てに提出してください。



### 検疫有害菌管理利用状況報告書の提出（利用期間が1年未満で、当該年度内に試験を終了するものは除く）

- 毎年3月末日までに「検疫有害菌管理利用状況報告書」1部を管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長宛てに提出してください。

当該菌の管理利用状況について、植物防疫官が適宜確認を行います。



### 「検疫有害菌管理完了状況報告書」の提出

- 試験を完了する場合は、事前に管理施設の所在地を担当する植物防疫所へ連絡してください。（植物防疫官立会いの下に当該菌、使用した器具類の消毒、その他必要な措置を実施していただきます。）
- これらの措置が終了した場合は、「検疫有害菌管理完了状況報告書」1部を管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長宛てに提出してください。

試験等を完了する場合は、検疫有害菌、使用した器具類の消毒等に植物防疫官が立ち会います。

## 4. 許可後における事務処理

試験方法、管理施設、管理責任者の変更、利用期間の延長等許可条件の一部をやむを得ず変更しなければならない場合

「検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長宛てに提出してください。

### 検疫有害菌の移動又は試験を中止する場合

当該菌の全部若しくは一部の移動を中止する場合又は試験を中止する場合は、「検疫有害菌（譲受・試験）中止届」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長宛てに提出してください。

試験を中止する場合は、管理施設において植物防疫官立会いの下に当該菌の処分等必要な措置を実施していただきます。

### 退職、転勤等により申請者に変更が生じた場合又は申請者及び管理責任者の所属する機関の住所及び名称並びに管理施設の名称及び管理責任者の所属等に変更が生じた場合

変更から2週間以内に「検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届」1部を申請者の住所地又は管理施設の所在地を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長宛てに提出してください。

## 5 参考

- ・各種申請・手続書類様式はホームページからダウンロードしてご利用になれます。なお、記載方法につきましては、ホームページ上の申請書の記載例を参考にしてください。
- ・ご不明な点は最寄りの植物防疫（事務）所へお問い合わせください。

#### 横浜植物防疫所

所在地：〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎内  
連絡先：業務部種苗担当 tel 045-211-7153 fax 045-211-0611

#### 名古屋植物防疫所

所在地：〒455-0032 愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎内  
連絡先：種苗担当 tel 052-651-0132 fax 052-651-0115

#### 神戸植物防疫所

所在地：〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎内  
連絡先：業務部種苗担当 tel 078-331-2376 fax 078-391-1757

#### 門司植物防疫所

所在地：〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎内  
連絡先：輸入検疫担当 tel 093-321-2601 fax 093-332-5182

#### 那覇植物防疫事務所

所在地：〒900-0001 沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎内  
連絡先：輸入検疫担当 tel 098-868-2850 fax 098-861-5500